最終更新日：2017年12月1日

株式会社ファルコホールディングス
代表取締役社長 安田　忠史
問合せ先：業務監理室長 堀野嘉宏 ＴＥＬ：075-257-8585
証券コード：4671
http://www.falco-hd.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスの目的を長期にわたる株主利益の増大と考えており、「経営の透明性の確保と迅速・明確な意思決定」、「コンプライアンス経営の強化」、「株主への説明責任の充実」、「リスクマネジメントの強化」及び「企業倫理の確立」の実行に全社を挙げて取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図り、経営の透明度を更に向上させることを目的として、平成28年6月24日付で社外取締役1名を選任し、また、社外監査役2名を選任しております。
経営方針や経営改善、経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定等についての監視監督及び、経営陣・支配株主から独立した立場からの適時正確な意見等、社外取締役の必要性については十分認識しております。今後、コーポレートガバナンス充実の観点から、状況を鑑みて社外取締役の複数選任体制について引き続き検討してまいります。

【補充原則4-11-3　取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要】
当社はこれまで取締役会全体の実効性についての分析・評価は行っておりませんが、持続的な成長と企業価値の向上のための重要課題として、取締役会全体の実効性についての分析、評価のあり方について引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-3　資本政策の基本的な方針】
当社では、資本に対するコストを上回る利益を生み出した時、企業価値が増大し、株主はもちろんのこと全てのステークホルダーに御満足いただけると考えております。
株主の皆様への利益配分につきましては、財務基盤及び今後の設備計画等を鑑み、適切に対応していくことが必要であると考えております。
その実現のため経営指標に連結自己資本当期純利益率（ROE）を導入し、効率的な経営に努めてまいります。
具体的にはROE８％を目標に、利益体質の強化、純資産の効率的活用に努めてまいります。
また、連結業績に連動しつつ、配当の安定性とのバランスを鑑み、剰余金の配当に自己株式の取得その他還元策を含め株主総還元額とし、連結純資産総還元率は３％程度を目標としております。
【原則1-4　いわゆる政策保有株式】
当社は、良好な取引関係の維持発展、安定的かつ継続的な金融取引関係の維持など政策的な目的により株式を保有することとしております。
また、当社は、原則としてすべての政策保有株式について議決権を行使いたします。
議決権の行使にあたっては、各社の経営状況等を定量・定性の両面から検討の上、各議案について適切に議決権を行使することとしております。

【原則1-5　いわゆる買収防衛策】
当社では、株主の負託に応えるべく、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることが最重要課題と認識しており、現状では買収防衛策の導入の予定はありません。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社は、関連当事者間の取引については、取引の有無に関する調査の確認書を作成し、重要な事実がある場合、取締役会に報告することとしております。
また、関連当事者間の取引が発生した場合には、会社法及び金融商品取引法等の関連する法令や東京証券取引所が定める規則に従って開示いたします。

【原則3-1　情報開示の充実】
経営理念、経営計画等
当社の経営理念を当社ホームページにて開示しております。（http://www.falco-hd.co.jp/company/idea.html）
具体的な経営戦略、経営計画については決算説明会やIR活動において発信してまいりますが、株主還元方針としては、「連結純資産総還元率」を目標指標として設定しております。
具体的には、剰余金の配当に自己株式の取得その他還元策を含め株主総還元額とし、連結純資産総還元率は３％程度を目標としております。

取締役等の報酬決定に関する方針と手続き
取締役の報酬等については、社内規程等において決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、事業特性を考慮し、職位に応じた基準を設定し、取締役会の決議により決定しております。
なお、当社子会社の取締役（非常勤取締役及び使用人兼務取締役を除く。）に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を発行しております。

取締役等の選任と候補の指名を行うに当たっての方針と手続き
取締役会が取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては社内規程等で定めておりませんが、下記（1）～（3）を総合的に判断し指名の手続きを行っております。また、社外役員の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に

特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。

（1）取締役候補の選定について･･･当社の企業理念･経営理念に基づき、当社のみならず医療業界全体の更なる発展に貢献することを期待できる人物であること、管掌部門の問題を的確に把握し、他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、当社グループの事業構成を考慮し、選定及び指名を行うこととしております。
（2）監査役候補の選定について･･･当社の企業理念･経営理念に基づき、取締役の職務執行を監査し、法令または定款違反を未然に防止すると共に当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的･客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、選定及び指名を行うこととしております。
（3）社外役員候補の選定について･･･社外役員は東京証券取引所の定める独立性の要件に従うと共に、経営、法務、財務及び会計、人事労務、医療業界等の分野で指導的役割を果たし豊富な知識と経験を有していること、当社が抱える課題の本質を把握し、適切に経営陣に対する意見表明や指導･監督を行う能力を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行うこととしております。

【原則4-1 取締役会の役割･責務（1）】
補充原則4-1-1
当社は決裁権限基準に基づき、取締役会、事業室会議、代表取締役、管掌役員等の意思決定機関及び意思決定者に対して、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。

【原則4-2 取締役会の役割･責務（2）】
補充原則4-2-1
当社は、経営陣の報酬については、短期的利益に直接連動する報酬体系ではなく、過去の実績を加味するとともに、事業特性を考慮し、長期的･安定的利益の確保に重点を置いた報酬体系を基準とし、個別の報酬額を決定しております。

【原則4-3 取締役会の役割･責務（3）】
当社は、経営陣幹部の評価基準については社内規程等で定めてはおりませんが、今後は中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを念頭に置き、評価のあり方について検討してまいります。
当社はまた、情報開示責任者を定め、適時正確な情報を開示する体制を構築しております。
更に関連当事者間の取引については、当社及び子会社を含む全ての役員に対して関連当事者の有無について確認をするアンケート調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

補充原則4-3-1
当社は、会社の業績等の評価、事業部門･管理部門等の所管のバランスを踏まえ、会社に対する貢献度、能力、資質を加味し、適切に経営陣幹部の選解任を実行しております。

【原則4-10 任意の仕組みの活用】
当社は、法定の機関設計以外に、リスク管理委員会等任意の機関を定め、統治機能の強化をしております。
今後も必要に応じて任意機関を定め、統治機能の更なる充実を図っております。

【補充原則4-11-1 取締役会のメンバーのバランス･多様性･規模に関する考え方と取締役の選任に関する方針･手続き】
当社は、取締役会の全体としての知識･経験･能力のバランス、多様性等に関する考え方については、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しており、その基準については原則3-1に記載の通りであります。

【補充原則4-11-2 役員の兼任状況】
当社の社外監査役2名全員は、当社グループ以外の他の上場会社の社外役員を兼任しておりません。社外取締役が他の上場企業の社外役員を兼職しておりますが、当社取締役会への出席や業務に影響がないことを確認しておりおます。
また、常勤監査役はグループ外の他社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に常時専念できる体制となっております。
なお、社外役員の他社での兼任状況は株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っています。

【原則4-14 取締役･監査役のトレーニング】
当社は、取締役･監査役が経営を監督する上で必要となる情報や、自らの役割を果たすために必要な知識を習得する機会を提供しており、その際の費用は会社が負担することとなっております。

補充原則4-14-1
当社は、取締役及び監査役が各自所属する団体のセミナーや勉強会において、各人の判断で必要な知識の習得や適切な更新等を推奨しております。
その際の費用は会社が負担することとなっております。

補充原則4-14-2
取締役及び監査役に対するトレーニングの方針については原則4-14に記載のとおりです。
取締役･監査役は、自らの役割を十分に果たすべく、随時トレーニングを行い、業務上必要な知識を習得し、また時代の変化に応じた知識や情報を得るなど、研鑽に努めております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】
株主や投資家に対しては、株主総会のみならず、決算説明会を開催し、個人投資家に対しては必要に応じて、東京、大阪等にて開催することで、当社に対する理解度向上に努めるとともに、管理室を問い合わせ窓口として、質問等に対して都度適切に対応しております。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定･公表】
当社は、現時点において中期経営計画を策定しておりませんが、長期的な目標水準を明示すると共に、目標達成に向けた定性的、定量的根拠を日常のIR活動を通じ説明するよう努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社京都銀行	531,600	4.71
ファルコホールディングス従業員持株会	437,804	3.88
平崎 健治郎	336,870	2.99
株式会社三菱東京UFJ銀行	315,900	2.80
株式会社ビー・エム・エル	314,800	2.79
赤澤 寛治	266,890	2.37
株式会社ホルスクリエーションズアカザワ	252,000	2.23
大阪中小企業投資育成株式会社	208,000	1.84
金田　直樹	202,150	1.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	184,000	1.63

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

平成29年9月30日現在、上記大株主の状況のほか、自己株式が415,904株あります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
内藤欣也	弁護士											○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内藤欣也	○	当社の株式を1,000株所有	弁護士としての豊富な経験、専門知識及び高い見識、また他社における社外役員としての経験も有しており、取締役会において、第三者の立場で経営の意思決定に対し、適切なアドバイスを受けるため。また、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため、独立役員に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、期初に会計監査人より監査体制及び監査計画について説明を受け、法定監査終了後に会計監査結果について報告を受けております。監査役と内部監査部門は、定期的に会合を開いて情報交換を行い、緊密な連携関係を構築しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
福井啓介	弁護士										△			
勝山武彦	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福井啓介	○	・当社の株式を2,000株所有	弁護士としての豊富な経験、専門知識及び高い見識を有しており、取締役会及び監査役会において、第三者の立場で経営の意思決定に対し、適切なアドバイスを受けるため。また、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため、独立役員に選任しております。
勝山武彦	○	当社の株式を1,300株所有	公認会計士としての財務及び会計に関する相当程度の知見、豊富な経験及び高い見識を有しており、取締役会及び監査役会において、第三者の立場で経営の意思決定に対し、適切なアドバイスを受けるため。また、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じる恐れがないため、独立役員に選任しております。

[独立役員関係]

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社取締役会において、当社子会社の取締役（非常勤取締役及び使用人兼務取締役を除く。）に対して、株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を発行することを決議いたしました。

ストックオプションの付与対象者	子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

取締役が株価上昇によるメリットのみならずリスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績向上及び企業価値向上への貢献意欲や士気を従来以上に高めることを目的として、当社子会社の取締役（非常勤取締役及び使用人兼務取締役を除く。）に対して株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）を発行することを決議いたしました。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

特になし。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

平成29年3月期に係る当社の取締役に対する報酬の総額は、179百万円であります。
取締役の報酬限度額は、平成22年6月22日開催の第23回定時株主総会において、年額400百万円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議されております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

担当部署より毎月1 回、社外監査役に対して、月次決算の状況等の報告を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（業務執行状況）
当社の取締役会は5名（うち1名は社外取締役）で構成されており、原則として毎月1回開催しているほか、機動的に臨時取締役会を開催し、意思決定の迅速化を図っております。また、経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入し、取締役数の適正化により的確かつ迅速な経営判断ができる体制を整えております。
（監査状況）
監査役会は、監査役3名（うち2名は社外監査役）で構成されており、定時監査役会のほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査体制の充実を図ることで経営監督機能を高めております。
会計監査については、PwC京都監査法人と監査契約を締結しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会及び監査役会設置会社であり、提出日現在、取締役会は5名（うち1名は社外取締役）、監査役会は3名（うち2名は社外監査役）で構成され、迅速・明確な意思決定を図り、経営の効率化を図りつつ、その公正性・透明性の向上に努めております。
また、監査役3名が取締役会に出席することにより、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監視しており、経営の監視機能面では十分な体制が整っているものと判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期限以前に早期発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して株主総会を開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	2011年開催の定時株主総会より、インターネットによる議決権行使を採用しております。
その他	株主総会では、出席株主の皆様にわかりやすいよう、事業報告等を一部ビジュアル化して説 明を行っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期、期末の決算発表後に必要に応じて実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期、期末の決算発表後に数回実施しております。	なし
IRに関する部署（担当者）の設置	IR広報担当を置き、IR活動の充実を図っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ファルコホールディングスグループ行動憲章「1.社会に共感される行動」の中で定めておりま す。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	ファルコホールディングスグループ行動憲章「5.環境への積極的な行動」の中で定めておりま す。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ファルコホールディングスグループ行動憲章「1.社会に共感される行動」の中で定めておりま す。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において内部統制構築の基本方針を決議し、次のように整備しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 当社は、ファルコホールディングスグループで働くすべての取締役及び使用人が、法令・定款を遵守し、企業市民として社会に共感を得られる行動をとるため、「コンプライアンス規程」及び「ファルコホールディングスグループ行動憲章」を制定するとともに、その周知徹底を図っております。

2) コンプライアンスの重要な問題を審議するとともに、ファルコホールディングスグループ全社のコンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスの遵守・徹底を推進し、コンプライアンスへの取り組みを組織横断的に統括するため、リスク管理委員会を設置しております。

3) 財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、有効性を定期的に評価して、その評価結果を取締役会に報告しております。

4) 「ファルコホールディングスグループ行動憲章」の違反またはその恐れのある事実、法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段として外部専門家を窓口にするホットラインを活用し、コンプライアンスに係る問題の早期発見に努めております。

5) 反社会的勢力に対し、毅然たる態度で臨み一切の関係をもたないことを「反社会的勢力に対する行動基準、倫理方針」に定めるとともに、外部専門機関との連携を通じ、反社会的勢力からの不当要求に対処するための社内体制を整備しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存しております。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる状態にあります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 「総合リスク管理規程」に基づき、グループ全体のリスクを組織横断的・統括的に管理するリスク管理体制を整備・強化するため、リスク管理委員会を設置しております。

2) リスク管理委員会は、各部門担当取締役の業務及び各事業会社に係るリスク管理状況の把握及びリスク対策状況の検証を行い、必要に応じて支援・提言を行うとともに、定期的に取締役会に報告しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 取締役会は、グループ戦略や資本政策を決定するとともに、グループ中期経営戦略、年度計画などを決議し、定期的に進捗状況の把握及び是正を行っております。

2) 当社及び各事業会社の職務執行上の重要事項を報告、審議するため、代表取締役の諮問機関として経営会議を開催しております。

3) 各組織・役職などの役割・権限、所管事項を定め、意思決定及び業務執行を効率的かつ適正に行っております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) グループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種基本方針を事業会社に示すとともに、「事業会社管理規程」を制定し、当社取締役会で承認する事項及び当社へ報告する事項を定め、この規程に基づき事業会社の経営管理を行っております。

2) 内部監査部門は、コンプライアンス体制、リスク管理体制の監査を含め、当社及び各事業会社の内部監査を実施し、その結果を当社取締役会に報告するとともに、当該部署及び事業会社に対して業務の適正を確保する体制構築のための指導、助言を行っております。

3) 当社及び各事業会社における内部統制の整備・運営を適正に図るため、当社に各事業会社全体の内部統制に関する統括部署及びリスク管理委員会を設置し、当社及び各事業会社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等を効果的・効率的に行っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じて、会社使用人の中から補助使用人として監査補助の任に当たらせることとしております。

(7) 監査役の補助使用人の取締役からの独立性及び当該補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前記の補助使用人が兼任で監査役補助職務を担う場合、補助使用人は監査役補助職務に関し、取締役以下補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとしております。また、補助使用人の人事異動（異動先を含む）、人事評価、懲戒処分等については監査役の事前同意を得た上で行っております。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

1) 当社及び各事業会社の取締役及び使用人は、監査役会に対して、1、当社及び各事業会社に重大な影響もしくは損害を及ぼすおそれのある事項、2、毎月の経営状況として重要な事項、3、重大な法令・定款違反、4、内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、5、コンプライアンスに係る問題のホットラインによる通報状況とその内容、6、コンプライアンス上重要な事項、7、重要な訴訟・係争に関する事項を速やかに報告しております。

2) 監査役への報告を行った当社及び各事業会社の取締役及び使用人に対して、不利益な取扱いを行わないものとしております。

(9) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 当社及び各事業会社の取締役と監査役会の定期的な意見交換会を設けております。監査役会は独自に顧問弁護士に委嘱し、特に専門性の高い法務・会計事項については、より高い専門性を有する専門家に相談できる機会を保障しております。

2) 当社は、監査役の職務の執行について生じる費用等を負担するため、毎年一定額の予算を設けております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、コンプライアンス体制の基盤であるファルコホールディングスグループ行動憲章において、「わたしたちは、法令・市民社会のルール・マナーを守り、誠意と社会的良識を備えた行動に努め、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断し、全社一体の毅然たる対応を徹底します。」と基本方針を定め、「反社会的勢力に対する行動基準、倫理方針」に基づき、日々の企業活動において行動するよう努めております。

また、外部専門機関の暴力追放運動推進センターや企業防衛対策協議会等に参画するとともに警察当局とも連携を図っており、各種研修への参加等により反社会的勢力に関する情報を当該団体等と共有化しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

1. 適時開示に関する基本方針

当社は、株主・投資家等に対し、適時開示が求められている決定事実および発生事実に関する情報について、適切な適時開示を実施することが重要な責務であると認識し、積極的に取り組むことを方針としております。

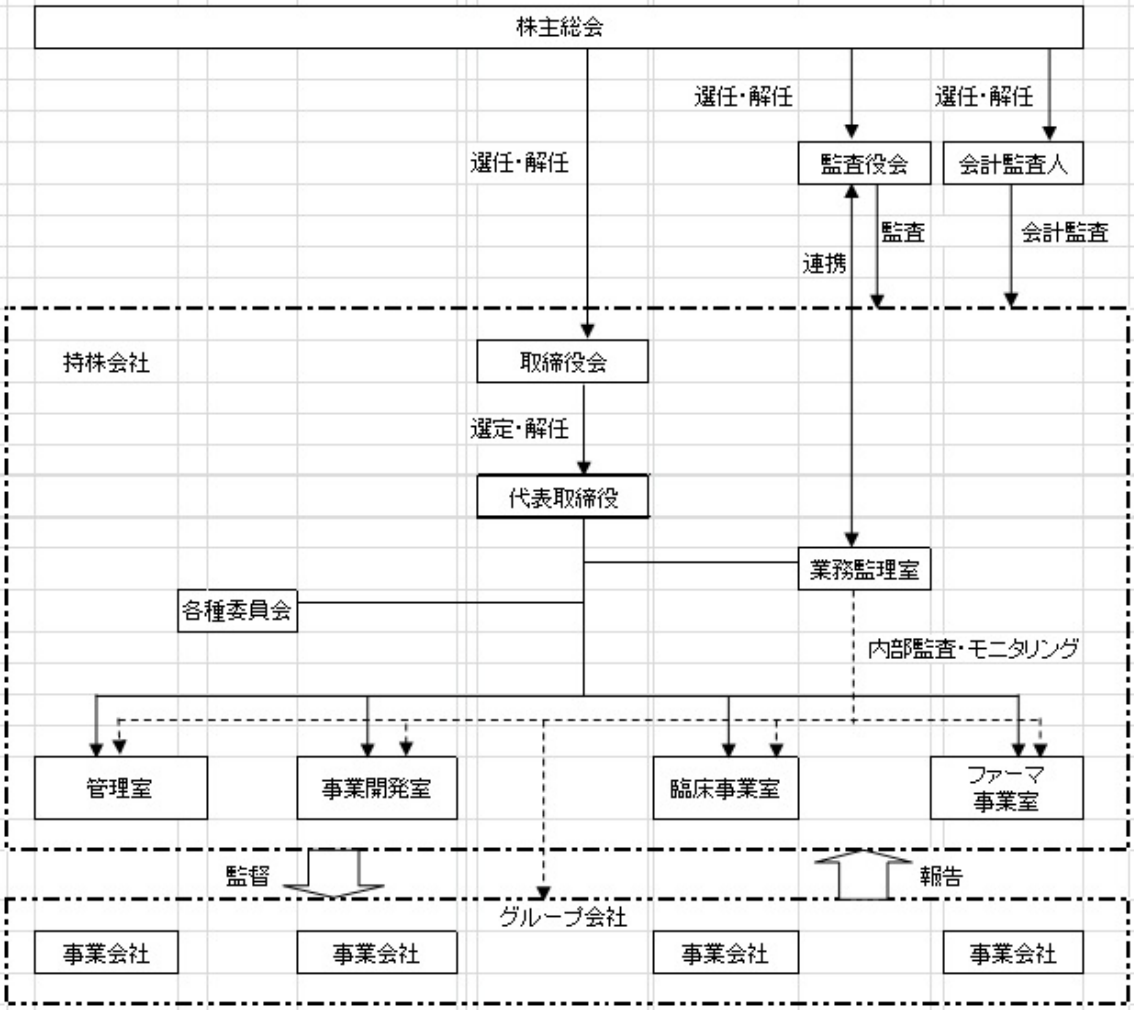
2. 適時開示に関する社内体制

当社の適時開示体制は模式図のとおりであります。

3. 適時開示の方法

適時開示は原則として株式会社東京証券取引所が運営する「適時開示情報伝達システム(TDnet)」において開示し、併せて当社ホームページに速やかに掲載することとしております。

【コーポレート・ガバナンス体制模式図】



【適時開示体制の模式図】

